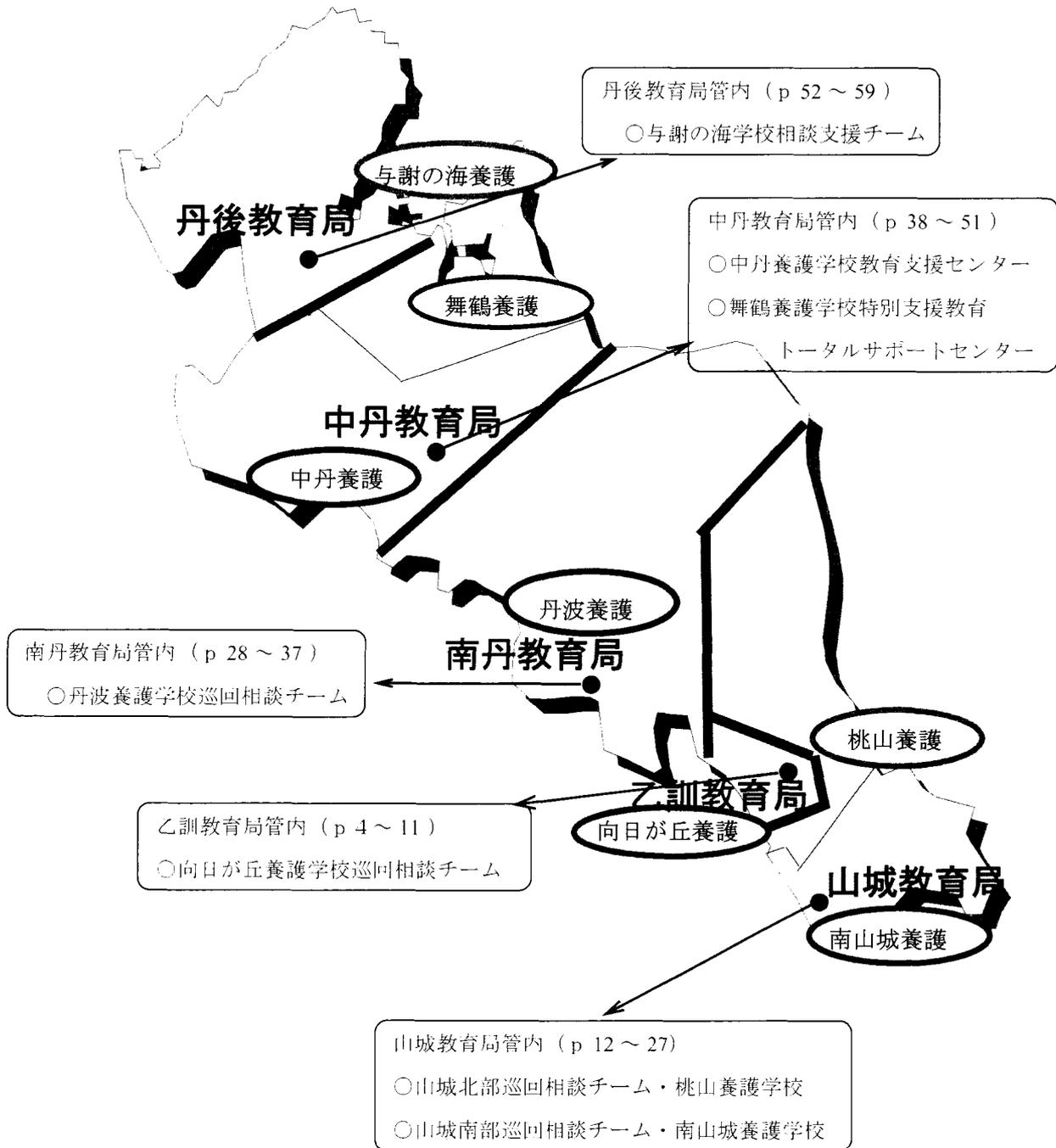


第1部

各支援地域での取組



丹後教育局管内

1 教育局と養護学校の連携

(1) はじめに

丹後教育局と与謝の海養護学校の担当者が必要に応じて随時打合せを行い、緊密に連携を取りながら各事業を実施

(2) 特別支援連携協議会の開催状況

ア 平成18年8月21日に第2回丹後教育局管内特別支援連携協議会を与謝の海養護学校を会場に開催

イ 教育、福祉、労働、医療、保健の関係者35名の参加

ウ 各分野の取組状況を報告・交流し、お互いの現状の共通理解を促進

エ 来年度は分野別の連携協議会を計画し、地域での具体的な連携の在り方、支援ネットワークの構築を進めていくことを検討

※ 例：医療・教育分野～乳幼児検診から就学までの継続した支援 「個別の支援計画」の活用、労働・福祉分野～卒業後の就労支援 「移行支援計画」の活用

(3) 巡回相談の実施状況

ア 巡回相談の活性化の手立て

(ア) 教育局から「巡回教育相談の流れと申込み手順について」のリーフレットを各教育委員会、幼稚園、小中学校に配布し、周知を図ったことで、昨年度以上に相談件数が増加

イ 相談の状況

(ア) 障害理解についての研修支援（講師の派遣）を行った校園から巡回相談や来校相談の依頼があり、具体的な支援に繋がるなど、特徴的な相談ケースの増加(保育園、高等学校等から)

(イ) 今年度は与謝の海養護学校の教育相談チームと地域巡回相談チーム（通級指導教室担当者）が共同して巡回教育相談を実施

(ウ) 巡回先の各校園の状況を踏まえながらより適切なアドバイスと通級指導教室の担当者が日常的に継続した支援を行える方向で実施

ウ 来年度の巡回相談の方向性

(ア) 保健所との連携を強化し、地域巡回相談チームへ保健師の参画を要請し、就学前の教育相談の充実を構想

(イ) 高等学校との連携を更に強化し教育相談の充実を構想

(4) 支援地域内での事業実施状況

ア 地域開放講座

(ア) 「地域を結ぶ公開研究会」を8月25日に与謝野町の知遊館で開催

(イ) 「今後の特別支援教育」「地域連携の現状と課題」の報告と、有賀やよい先生の講演「LD、ADHD等軽度発達障害の理解と支援」を内容として実施

(ウ) 教育関係者のみならず福祉・保健関係者も含め206名の参加があり、好評

イ 巡回相談員のスキルアップ研修(※詳細は別紙)

(ア) 来年度は各学期に研修会を予定しスキルアップを図ると共にその内1回は各校のコー

ディネーター等を含む拡大した研修会とし校内委員会の機能充実に努める予定

(5) 平成19年度以降の予定

- ア 保健所との連携を強め就学前の幼児への相談活動を充実し、早期からの継続した支援につなげていく予定
- イ 通級指導教室との連携を密にし、巡回教育相談を日常的な継続した支援につなげていく予定

2 巡回相談・専門家チームによる支援の校内での活用

(1) 巡回相談による支援の活用例

- ア 継続した巡回相談の活用例
 - (ア) 年度の早い段階の巡回相談活用による助言を踏まえた指導と一定期間を経ての再度の巡回相談活用による指導の検証
 - (イ) 校内での定期的な巡回相談の計画による継続相談
- イ 中学校での多様な相談員による巡回相談の活用例
 - (ア) 地域の通級担当(相談員)、中学校通級担当(相談員)、養護学校相談員による多面的な支援への助言
- ウ 保小連携による巡回相談活用例
 - (ア) 入学前の保育園と小学校との連携会議での実態把握を踏まえた入学の早い段階での巡回相談の活用
- エ 通級指導担当との連携による巡回相談活用例
 - (ア) 他校通級での指導の内容を事前の相談資料として活用した巡回相談での助言

(2) 専門家チームによる支援の活用例

- ア 管内巡回相談を踏まえての専門家チーム活用例
 - (ア) 巡回相談後の指導や支援によって新たに明らかになった課題の指導助言を活用
 - ・ より具体的な支援の手立てを校内で作成し、指導
 - (イ) 専門家チームでの検討を基に再び巡回相談チームへつなぐという継続的な活用
- イ 管内巡回相談と専門家チームへの相談を振り分けての活用例
 - (ア) 校内での支援の状況等を踏まえ、個に応じて活用を分けて相談し、指導助言を校内支援の修正に活用
- ウ 非常勤講師配置校の活用例
 - (ア) 加配の動きを含む指導や支援についての指導助言を活用
 - ・ 個別の指導計画の指導助言を踏まえた修正
 - ・ 指導上の配慮事項の全教職員での共通理解
- エ 専門家チームとケースカンファレンスの組み合わせによる活用例
 - (ア) 専門家チームでの指導助言に加えて巡回相談員によるケース検討での指導助言も合わせて校内の支援に活用

(3) 管内巡回相談の当日の基本的な流れと相談結果報告書の内容

- ア 巡回相談の流れ
 - (ア) 相談員と当該校のコーディネーターの打ち合わせ(約20分間)
 - ・ 事前に送付した相談票、アセスメント票を持参

- ◎ コーディネーター：ケースの説明
- ◎ 相談員：主訴の整理と参観の視点の整理
- (イ) 授業参観（45～50 分間）
 - ・ できれば主訴の状況がよくでている授業の参観
- (ウ) 相談員の打ち合わせ（約 20 分間）
 - ・ 相談の視点の整理、指導仮説の整理
- (エ) 相談（約 1 時間）
 - ・ 進行は当該校の校内委員会（コーディネーター）が担当
 - ・ 相談の例：最近の様子（担任等）→相談員から→質疑応答
 - ・ 保護者の希望がある場合は保護者との相談も計画
 - ・ 相談員は指導仮説につながるヒントの紹介
- ◎ 後日校内委員会で懇談内容を整理し、具体的な指導仮説をたて実践

イ 相談結果の報告

- (7) 与謝の海養護学校より、当該校に相談結果報告書を送付
 - ・ 巡回相談員による検討を経て作成

(イ) 相談結果報告書の概要

- ①対象児童生徒(学校名、学年又は年齢、氏名)
- ②巡回教育相談日時(○時から△時まで)
- ③主訴
- ④参観時の様子
- ⑤相談～最近の様子(学校、家庭、医療等)
- ⑥アドバイス等

(4) 今後の巡回相談等の活用の課題

ア より積極的な活用を進める上での担当側の課題

- (7) 個別の指導計画の作成支援など具体的な各校園の体制推進状況に応じた対応と具体的な手立て等の指導助言
- (イ) 巡回後の継続相談へつなげる動きの確立
- (ウ) 研修会等での積極的な啓発

イ 積極的な活用のための学校体制上の課題

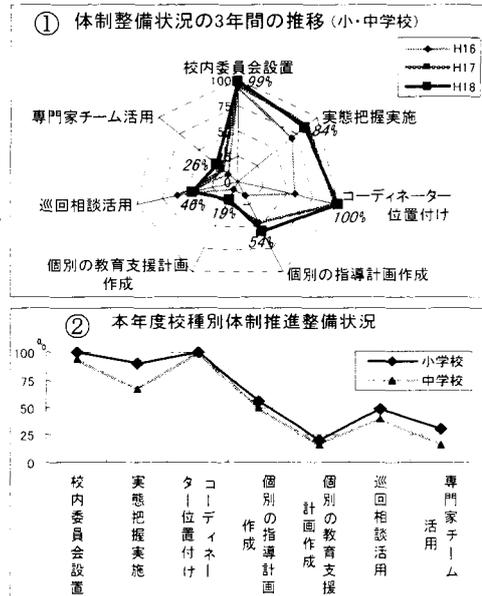
- (7) 適切な対応のための継続した支援への意識（個別の指導計画作成による指導の充実）
- (イ) 校内研修等による個々の教職員の活用への意識

3 校内委員会と特別支援教育コーディネーターの機能充実

(1) 体制整備の状況及び個別の指導計画作成等による支援の状況

- ア 実態把握の実施が依然やや低い傾向だが、体制の整備は完了
- イ 個別の指導計画を作成する学校は増加しているが、個別の教育支援計画作成につながらない現状
- ウ 外部関係機関等を活用して支援をしていく意識の弱さ
- エ 中学校での特別支援教育の視点での実態把握の促進(生徒指導と関連した啓発等の工夫)が必要

※ 1と2の調査による個別の指導計画作成等の割合については、該当児童等かいないと回答した学校も含めた数字



オ 小学校では該当児童を把握している学校の9割以上が個別の指導計画を作成して指導

カ 中学校では特別な支援が必要と把握しつつも個別の指導計画作成による指導につながらない傾向

キ 幼稚園においては実態把握を含めた体制整備を早急に進めていく必要

ク 校内コーディネーターの分掌等の特性を生かした校内委員会の活性化の視点が必要

コ コーディネーター講座修了者の校内委員会等でのより積極的な活用が必要

(2) 巡回相談員のスキルアップのための研修

ア 相談員の構成と役割

(ア) 合併前の1市10町の地域に各1名ずつの通級指導担当教員と中学校通級指導担当教員を巡回相談員として委嘱し、与謝の海養護学校の巡回相談員等と共同して実施

- ・ 各地域の特別支援教育のリーダーとしての役割を期待

イ 第1回研修会内容

(ア) 概要説明（特別支援教育課指導主事、教育局担当指導主事、養護学校担当主事）

- ・ 本年度の府の特別支援教育体制推進事業等について

(イ) 事例検討

- ・ 本年度の巡回相談事例及び専門家チーム会議事例の検討

(ウ) 意見交流

- ・ 交流テーマ 「今後の巡回相談のあり方と特別支援教育の充実について」

ウ 第2回研修会内容（予定）

(ア) 研究協議（班別）

- ・ 巡回相談員に必要な知識・技能について－演習形式で－

(イ) 研究協議（全体）

- ・ 特別な配慮を要する児童生徒への支援の充実ために巡回相談の担う役割

－課題を明らかにし、その克服のために巡回相談等で何ができるかを共通理解する－

(3) コーディネーター講座修了者のスキルアップ研修

ア 研修内容

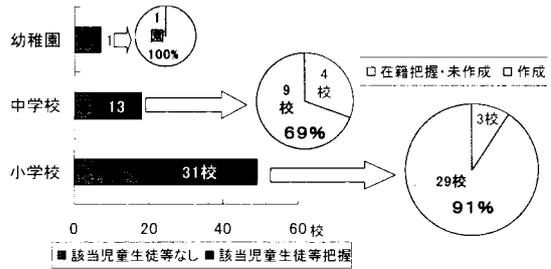
(ア) 事前の指導の経過等の説明

(イ) 配慮を要する児童の在籍する学級の授業参観

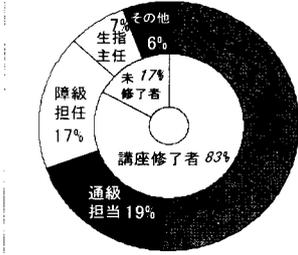
(ウ) 実践発表及び研究協議

(エ) 指導助言

③ 校種別該当児童等把握状況と個別の指導計画作成状況



④ コーディネーターの兼分掌と講座修了者の割合



4 特別支援教育充実事業の非常勤講師を活用した校内体制充実

(1) 小学校における活用例

ア 障害児学級がなく、通級指導担当も自校にいない学校での活用例

(ア) 非常勤講師の動き

- ・ 校内委員会にも時間を調整して出席
- ・ 週案を利用した毎日の行動等の記録と、月ごとにまとめて担任との打合せや校内委員会の資料として活用
- ・ 個別の指導に加えて、担任との T.T. による指導も実施（状況等に応じて、担任が個別に関わり、加配が T₁ として指導）

(イ) 専門性を持つ教員の活用状況及び校内委員会の動き

- ・ 毎週 1 回コーディネーターと担任、非常勤講師、生指担当、校長か教頭が入って校内委員会を実施
- ・ 校内委員会等での検討内容を踏まえて、月 1 回（第 3 水）、研修として配慮を要する児童の状況と指導について交流を実施
- ・ 教育相談部会（管理職、低・中・高担当、該当学級担任）でも並行して検討

イ 障害児学級のある学校での活用例

(ア) 非常勤講師の動き

- ・ 月曜日に校内委員会を毎週開催、非常勤講師も入って、先週 1 週間の状況等の把握と今週の指導の方向性や手立て等を確認
- ・ 支援の中心となる児童は、個別指導を嫌うので、算数等を中心に T.T. という形で時間を調整しながら可能な範囲で指導に参加
- ・ 医療機関への相談のための後補充としても活用

(イ) 専門性を持つ教員の活用状況及び校内委員会の動き

- ・ 校長、コーディネーターと低・中・高学年の代表の担任、非常勤講師で会議を持ち、検討内容を職員会議や校内研修等でも交流し合うことで、全教職員で一致した動きができる体制を構築
- ・ 就学指導委員会からの報告等で入学する児童の様子を、入学前から参観等で実態把握し、支援について校内委員会を中心に検討
- ・ 管内巡回教育相談の活用による、指導の手だての再検討
- ・ コーディネーター講座の修了者である学級担任をコーディネーターに指名し、担任という立場で該当児童の在籍する担任にも意欲的に指導助言等の支援を実施

ウ 障害児学級があり、通級指導担当も自校にいる学校での活用例

(ア) 非常勤講師の動き

- ・ 支援が必要と考える児童にしっかりと対応はするけれども、少数の困難な児童だけへの対応にならないよう、校長からの指導をうけながら活動
- ・ 1 学期当初、昨年度から配慮を要する児童として支援している児童を中心に、管理職と一緒に全学級の実態把握を再度実施、そして特に特別な支援が必要な児童を絞り込み学級で T.T. 的な動きをしながら支援
- ・ 週案という形でなく、毎日の振り返り記録を週案代わりに提出させ、管理職が目を通し、1 週間の見えない部分の動きを把握
- ・ 基本は T.T. 的に入り指導、集団での指導が入りにくいときにはソーシャルスキル等を（通級指導担当で特別支援教育部長の指導をもらいながら）個別に指導するという体制

- ・ 校長から、校内委員会を通じて非常勤講師と担任の役割の明確化を図り、加配任せにならない支援を確認
- (イ) 専門性を持つ教員の活用状況及び校内委員会の動き
- ・ 校内のコーディネーターを2人制とし連絡調整的な役割を教務主任に、内容面での中心を通級指導担当として推進
 - ・ 教育相談部会に校内委員会的役割を持たせ、隔週で開催し、各担当がその間把握してきた状況等の記録を持ち寄り、実施
 - ・ 2名の通級担当のうち、1名は本年度から担当しているため、校内での他の1名から学ぶ研修と、校外での研修を積極的に組み合わせ、専門性の向上に努力
- (2) 中学校における活用例
- ア 非常勤講師の日々の記録による状況把握の活用例
- (ア) 1日の記録をまとめ、校長も毎日目を通し状況把握、支援への指導助言
- イ 非常勤講師も含めた校内委員会等の活用例
- (ア) コーディネーター、養護教諭、非常勤講師、生徒指導担当を中心に生徒指導の問題も合わせた配慮を要する生徒への対応
- (イ) 管理職も積極的に該当生徒に面談という形をとってソーシャルスキル等のトレーニングを実施し、そこでの様子も記録

5 中学校通級指導教室（LD・ADHD等）の設置と運用

(1) 通級指導教室での指導形態及び指導内容

ア グループ指導

- (ア) 対人関係が結びにくい生徒に対して、小集団で、放課後の教科の補充指導を中心にしながら、社会的な能力に関する指導も合わせて実施
- ・ 数学や英語の基礎的な内容を学習内容としながら、人間関係づくり（安心して自分の思いや気持ちを伝える、人とのかかわり方やコミュニケーションのとり方、集団のルール理解、場面や状況に応じた行動のコントロール）の指導も合わせ行っている。

イ 個別指導

(ア) 不登校傾向の生徒への個別指導

- ・ 情緒の安定を図るために、心理的な不適応の改善のための教育相談の形態をとった指導を実施

(イ) 部活動時等の個別指導

- ・ 活動の場面を活用したソーシャルスキル等の指導を実施

(ロ) 教育相談を活用した授業時間内での個別指導

- ・ 保護者、該当生徒との発達検査等の結果を踏まえた教育相談によって、指導への理解が深まり、授業時間内での特性に応じた個別の指導を準備中

ウ 他校通級による指導

- (ア) 他校への巡回相談による指導は実施、他校からの通級による指導は未実施

(2) 連携による指導の充実

ア 校内での連携

(ア) 障害児学級担任との連携

- ・ 日常の指導の交流
- ・ 通級担当が指導方法の改善等の目的で障害児学級に T.T.として入り、専門性を高めるための機会を定期的に設定
- ・ 放課後等のグループ指導について障害児学級担任も計画、実施に協力

(イ) 生徒指導担当、教育相談等との連携

- ・ 連携としてはまだ不十分であるが、来年度以降の重要な視点として組織体制の見直しを検討中

イ 小中連携及び関係機関等との連携

(ア) 校区の小学校通級指導教室との積極的な連携

- ・ 小中連絡会における授業参観や児童生徒の状況交流
- ・ 教育相談における事前の情報提供及び助言（小学校時の様子や支援の仕方）
- ・ 発達検査と検査後の生徒及び保護者への説明の助言及び交流
- ・ 校内研修への協力（6年児童の実態と支援について）
- ・ 小中担当者合同の保護者との教育相談（6年児童にかかわって）

(イ) 養護学校巡回相談員及び各校のコーディネーターとの連携

- ・ 管内相談員として、養護学校の相談員とチームを組んで近隣の中学校を中心に巡回相談に参加し、各校コーディネーターや養護学校相談員との連携の機会が増加
- ・ 先進的な実践を進める中学校のコーディネーターとの情報交換を密にし、自校の取組に活用

(ウ) 担当者の積極的な研修会等への参加による専門性の向上

- ・ 専門家チーム会議の積極的な傍聴

6 保育園・幼稚園での実践

(1) 幼稚園の特別支援教育体制整備の状況

ア 幼稚園への特別支援教育の推進に関する啓発の必要性（研修の機会等の設定）

イ 来年度の法改正を踏まえたコーディネーターを含めた体制整備が急務

(2) 保幼小連携研修会での啓発

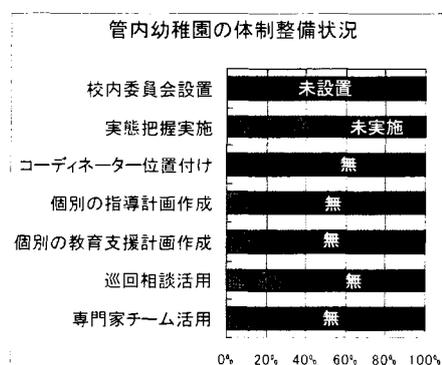
ア 第1回研修会（対象:管内公立幼稚園教職員及び保育士、小学校低学年担任）

(ア) 課題提起に特別支援教育の視点

- ・ 保幼小の連携の重要な視点としての特別支援教育の充実を強調

(イ) 分散会の交流の1視点として設定

- ・ 幼・保側からの感想例…互いの実態がよく分かった。今いろいろ言われている ADHD の傾向の子など、特別な配慮を要する子への対応など具体的に聞かせてほしい。
- ・ 小学校側からの感想例…特別支援教育の推進（早期発見支援）を進める上で、保幼



でのLD・ADHD傾向の子、3歳児検診で発達の遅れが見られる子などについての情報を入学前に得たい。

イ 第2回研修会（対象:丹後教育局管内の公立幼稚園教職員及び保育士、小学校教諭）

(ア) 課題提起に特別支援教育の視点

- ・ 幼保小の連携の重要な視点としての特別支援教育の充実を強調

(イ) 先進的な取組を行っている幼稚園からの実践報告

- ・ 個別の指導計画作成による個に応じた指導
- ・ 専門家チーム会議を活用した指導の評価と改善
- ・ 積極的な小学校への連携の働きかけ

(ウ) 特別支援教育にかかわる講演（大阪府立大学 里見恵子助教授）

- ・ 演題「幼から小へ、真の連携をすすめるには」

～障害のある子どもと保護者への支援を切り口とした小学校への円滑な連携～

講演内容のポイント

- ・ 支援の対象は、子どもだけでなく保護者も対象としてとらえ進めていく必要
- ・ 幼稚園、保育所にも特別支援の発想と援助の視点が重要
- ・ 幼稚園、保育所でできる支援の実際（具体的な支援の手立てについて）
- ・ 小学校との特別支援教育の視点での連携（具体的な連携の方法について）
- ・ 入学への支援（入学前から始まる支援の具体例や考え方について）

7 市町村独自のシステム、療育施設・保健福祉部局との連携の実践

(1) 保健福祉部局との連携

ア 本年度の連携

(ア) 特別支援連携協議会での情報交換

(イ) 連携についての合同会議での互いの事業の状況等の交流と連携の方法の協議

(ウ) 管内母子保健事業担当者会議での説明

- ・ 国及び府の特別支援教育に係る動きと幼小中等での特別支援教育の状況についての説明
- ・ 管内の巡回相談を中心とした特別支援教育体制推進事業についての説明
- ・ 今後の巡回相談等での連携についての協議

イ 今後の連携の方向性

(ア) 合同の研修会の開催

(イ) 保健師の巡回相談員委嘱による幅広いニーズに対応した巡回相談

8 保護者や地域社会の理解・啓発など

(1) 養護学校から巡回相談利用についてのチラシの配布

(2) 本年度の地域開放講座でのアンケート及び状況を踏まえて、来年度の教育関係者向けと保護者向けの2回の開放講座実施を検討中

コラム

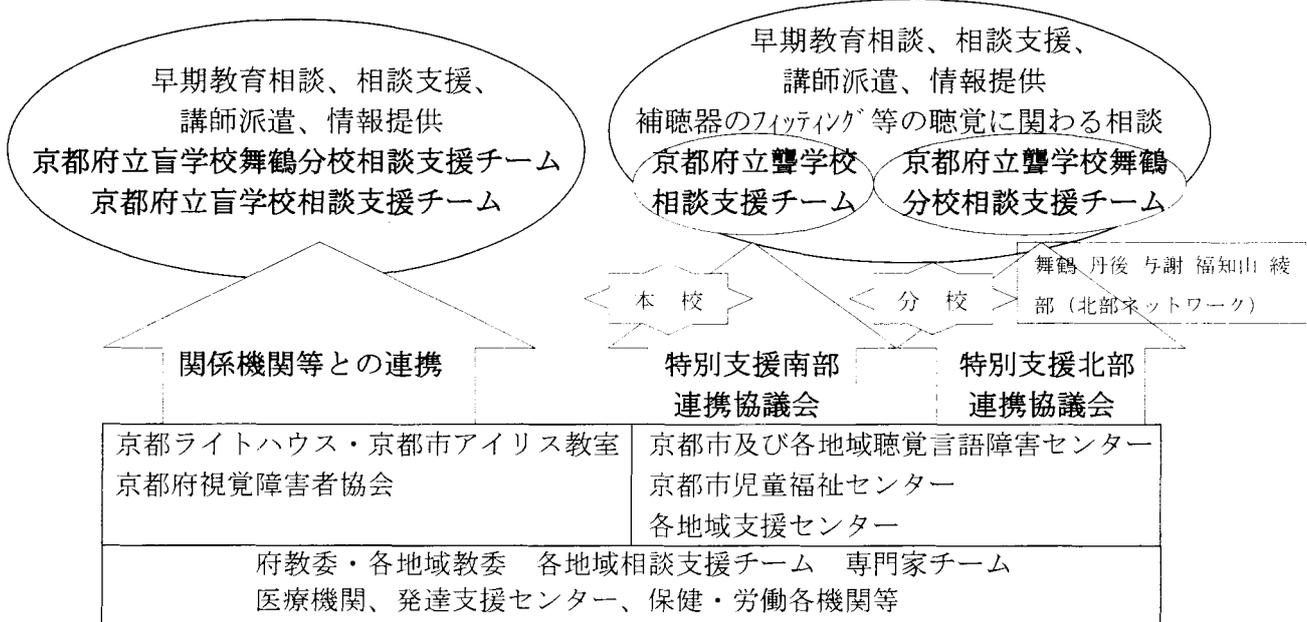
特別支援学校のセンター的機能

府立養護学校7校では、地域の特別支援教育のセンター的役割を果たすため、養護学校・地域等連携事業等により、教育局と連携して相談事業や研修支援等に取り組んでいます。平成19年度からは盲学校・聾学校・城陽養護学校も加わり、特別支援学校・地域等連携推進事業を実施し、より一層地域のセンター的機能の充実を図ります。

○ 京都府立盲学校

○ 京都府立聾学校

視覚障害児（者）の自立をめざして 障害の発見から成人までの継続相談



○ 京都府立城陽養護学校

医療と連携した教育

